

令和8年3月

生活保護法・中国残留邦人等支援法指定医療機関 各位

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

(保護担当 TEL 075-222-3535)

## 令和8年4月生活保護基準等の改定について（お知らせ）

日ごろは、本市の生活保護行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、生活保護基準のうち、紙おむつ代等の改定が行われますので、お知らせいたします。

令和8年4月以降の紙おむつ代の基準額の取扱いにつきましては、以下のとおりとなりますので、請求事務に係る御担当者へ周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、中国残留邦人等支援法による医療支援給付を受けている方につきましても同様の取扱いとなりますので、よろしく願いいたします。

### 生活保護及び中国残留邦人等支援給付における紙おむつ代基準（上限）額

令和8年3月まで	⇒	令和8年4月から
26,100円以内		26,400円以内

※上記金額は、1か月の上限です。一律に上限額が認められるものではありませんので、御留意ください。